

**高齢者 e スポーツ体験講座
講師派遣等事業業務委託（概算契約）
受託事業者 招募要項**

令和 7 年 12 月

大阪市

事務局	：	大阪市福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課
住所	：	〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20 (大阪市役所 2 階)
電話	：	06-6208-9957
FAX	：	06-6202-6964
E-Mail	：	fa0266@city.osaka.lg.jp

1 案件名称

高齢者 e スポーツ体験講座講師派遣等事業業務委託（概算契約）

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

大阪市では、地域保健活動を通じて住民主体の介護予防活動を行う「通いの場」（以下「通いの場」という。）の普及に取り組んできた。通いの場においては男性参加者が少ないなどの課題があり、多くの高齢者に参加してもらうため、それぞれのニーズにあった多様な活動を展開していく必要がある。通いの場において、高齢者 e スポーツ体験講座（以下「体験講座」という。）を行うことにより、高齢者が年齢や心身の状況等によって分け隔てられることなく参加できる通いの場を充実させ、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進することにより、大阪市における介護予防の取組みを機能強化する。

(2) 委託業務内容

- ア 機器等の準備及び貸出管理
- イ 体験講座への講師派遣の説明及び日程調整
- ウ 事前打合せ
- エ 講師派遣・体験講座実施
- オ アンケートの実施
- カ 派遣実績等の報告
- キ 派遣後のフォロー
- ク 主催者及び参加者向けマニュアルの作成
- ケ 具体的内容については、別紙1「仕様書」を参照すること

(3) 事業規模（契約上限額）

金 3,966,474 円（消費税額及び地方消費税額を含む）

上記金額には、事業実施に係る人件費及び物件費を含み、業務委託料の算定にあたって用いる派遣回数は 60 回、講師派遣人数は 120 人とする。

(4) 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日（契約締結日）から令和 9 年 3 月 31 日

(5) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり、必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、参加申請関係書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じ

ことがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

契約当初においては概算金額で契約し、契約期間終了時において、講師派遣人数に応じて契約金額を確定するものとする（講師派遣人数については、実際に講師を派遣した場合に限る）。

委託料は「高齢者 e スポーツ体験講座講師派遣等事業業務委託（概算契約）業務委託料内訳書」（様式9）に記載する単価に講師派遣人数を乗じた金額に消費税率を乗じた金額の確定払いとし、原則、四半期ごとの履行確認後、支払いを行う。ただし、委託料のうち、その他事務に要する経費については、第4四半期の履行確認後に支払う。

(3) 契約書案

別紙2「業務委託契約書（成果物型）」のとおり

なお、契約書の条項の文言変更を認めない。

(4) 契約保証金

本契約の締結にあたっては、「大阪市契約規則」第37条の規定に基づき、契約保証金（契約金額の100分の5）の支払いが必要となる。ただし、大阪市契約規則第37条第1項第1号又は第3号に該当するときは、契約保証金を免除する。また、保証人は不要とする。

(5) 再委託について

ア 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

（ア）委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

（イ）別紙「仕様書」のうち「9 業務内容」及び「10 業務管理」に関すること

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、上記ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超える一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、上記ウに規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(6) その他

契約の締結については、令和8年度予算が発効した時となるので留意すること。

また、契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 参加資格等

参加申請時点において、次の（1）から（3）の要件を全て満たす法人であること。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。

（2）大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。

（3）次のいずれかに該当すること。

ア 令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿（物品供給等、業務委託）に登録されていること。また、応募書類提出時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

イ 令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿（物品供給等、業務委託）に登録されていないものについては、応募書類提出時において、引き続いて1年以上営業等を行っており、かつ、納税義務者にあたっては、法人税、消費税及び地方消費税、市町村税及び固定資産税を滞納していないこと。

5 スケジュール

・ 公募開始	令和7年12月23日（火）
・ 質問受付締切	令和8年1月7日（水）
・ 質問に対する回答日	令和8年1月14日（水）
・ 参加申請書類の提出期限	令和8年1月21日（水）
・ 参加資格決定通知	令和8年1月26日（月）
・ 企画提案書提出締切日	令和8年2月5日（木）
・ プレゼンテーション審査	令和8年2月25日（水）
・ 選定結果通知	令和8年3月 上旬
・ 契約締結・業務開始	令和8年4月1日（水）
・ 事業完了	令和9年3月31日（水）

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 受付期間 公募開始日から令和8年1月21日（水）

土曜日・日曜日・祝日を除く、平日の午前9時30分から午後5時まで

イ 提出書類

- (ア) 公募型プロポーザル参加申請書（様式1）
- (イ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式2）
- (ウ) 使用印鑑届（様式3）
- (エ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3か月以内のもの：原本】
- (オ) 履歴事項全部証明書【申請時点で発行から3か月以内のもの：写し可】、
若しくは定款又は定款に類する規定及び役員名簿【写し可】
- (カ) 直近1か年度分の法人税・消費税及び地方消費税に未納がない証明書（税務署発行、
その3の3納税証明書）【申請時点で発行から3か月以内のもの：写し可】
- (キ) 直近1か年度分の法人市民税・固定資産税の納税証明書（市税事務所発行）
【申請時点で発行から3か月以内のもの：写し可】
- (ク) 直近1か年度分の貸借対照表及び損益計算書【写し可】

※（カ）及び（キ）について、非課税等の理由で証明書が提出できない場合は、その旨を記載した「理由書」（様式任意）を提出すること。

※（ウ）から（キ）は、参加申請時点において、令和7・8・9年度大阪市入札参加資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式1に承認番号を記載すること）。

ウ 提出部数 各1部

エ 提出先 「9 提出先」に記載のとおり

オ 提出方法 持参又は送付により提出すること。送付の場合は、締切日必着とする。

カ 参加資格審査結果通知
全ての参加申請者に対し、様式1に記載の担当者E-mailアドレス宛てに令和8年1月26日（月）（予定）に通知する。

（2）質問の受付

質問については、原則として次の方法のみ受付し、個別の質問には回答しない。

ア 受付期間 公募開始日から令和8年1月7日（水）午後5時30分まで

イ 提出方法 別紙3「高齢者eスポーツ体験講座講師派遣等事業業務委託（概算契約）受託事業者募集に関する質問票」を電子メールに添付し、「9 提出先」に記載のE-mailアドレスへ送信すること。

ウ 回答方法 令和8年1月14日（水）頃に大阪市ホームページ上で公開する。

（3）企画提案書の提出

ア 受付期間 令和8年1月27日（火）から同年2月5日（木）
土曜日・日曜日・祝日を除く、平日の午前9時30分から午後5時まで

イ 提出書類

- (ア) 企画提案書（様式4）
- (イ) 様式4に記載の提出書類一式（様式5～10）

ウ 提出部数

- (ア) 5部（正本1部、副本4部）及び副本のPDFデータ
- (イ) 応募書類は正本1部、副本4部のセットを、それぞれ穴をあけてA4フラットファ

イルに綴り、項目ごとにインデックスを貼り提出すること。

(ウ) 副本4部については、匿名性を確保するため、応募法人の名称及び代表者氏名について、マスキング（匿名化）処理を行うこと。

※データで提出する副本についても同様の箇所をマスキングすること。

(エ) 応募様式以外の資料等についても、副本にも正本と同様（写し可）に添付すること。

エ 提出先 「9 提出先」に記載のとおり

オ 提出方法 持参又は送付により提出すること。送付の場合は、締切日必着とする。

なお、応募書類のPDFデータは、「9 提出先」に記載のE-mailアドレスへ送信すること。

7 選定に関する事項

(1) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、「高齢者eスポーツ体験講座講師派遣等事業業務委託（概算契約）委託先事業者選定会議」で行い、その意見を受けて選定する。

イ 審査の結果、最も評価点の高い法人を委託候補として選定する。ただし、評価点が満点の5割に満たない場合、または1項目でも0点があった場合は、適切な法人とは認められず、委託候補として選定しない。

ウ 選定委員は、選定基準に沿って企画提案書の審査を行う。

エ 面接審査

(ア) 日時 令和8年2月25日（水）

※詳細な時間や内容は応募法人に別途通知する。

(イ) 場所 大阪市役所内会議室

(ウ) 内容 応募法人による説明・デモンストレーション・質疑応答

- ・ 1者あたり3名までとする。
- ・ 1者あたり20分程度とし、説明（3分）、デモンストレーション（7分）、質疑応答（10分）を予定。
- ・ 面接審査を欠席した場合は、選定から除外する。

オ 審査の結果、評価点が最も高い法人が複数あった場合は、（2）提案審査項目の「評価項目」中、「2 企画提案内容①」の評価点が高い方とし、なおも同点の場合は、「1 受託にあたっての基本方針（趣旨と目的の理解度）」の評価点が高い方とする。それでも、同点の場合は委員の合議により選定する。

(2) 提案審査項目

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

（選定委員1人あたりの配点）

評価項目		評価の視点	配点
1	受託にあたっての基本方針 (趣旨と目的の理解度)	・事業目的および業務内容の理解度 ・事業及び業務の趣旨・目的を理解しているか	20点
2	企画提案内容① (体験講座内容等)	・本業務実施にかかる具体的な内容 ・高齢者eスポーツ体験講座の講師として、高齢者の特性	30点

		への配慮や参加者同士が交流を持つための仕組みなど、安全かつ適切な体験講座を実施できるか	
3	企画提案内容② (実施管理体制等)	・業務を円滑に進めるにあたり、人員の確保など十分な実施体制であるか	20点
4	運営基盤 運営基盤	〈運営基盤〉 ・確実に遂行できる運営基盤（財務状況等）であるか ・個人情報の保護措置が確保できる体制が整備されているか ・苦情処理に係る責任体制が整備されているか	10点
5	費用積算内容	〈費用積算の妥当性〉 ・費用積算根拠が妥当か	10点
6	活動の実績 活動の実績	〈活動実績〉 ・地域の介護予防活動を支援する取組み等の実績があるか ・市町村等との協働事業又は受託事業の実績があるか	10点
計			100点

（3）選定結果の通知及び公表

選定結果は、全応募法人に通知するとともに、選定結果の概要を大阪市ホームページへの掲載等により公表する。

（4）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、審査・選定の対象から除外する。

- ア 審査・選定に関する不当な要求等を申し入れた場合
- イ 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求める場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- エ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと
- オ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- カ 本募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 その他

（1）受託予定法人との協議・契約

発注者は、選定後、受託予定法人と細目を協議し、委託契約を締結する。

なお、選定後の受託の辞退は原則として認めない。また、受託の辞退により発注者に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

（2）業務の準備等

令和8年4月1日（契約締結日）から円滑に業務が開始できるようにするために行った準備について、受託予定法人の事情により業務が実施出来なくなった場合においても、準備のために支出した費用等について発注者は補償しない。

(3) 留意事項

- ア 応募に関して必要となる費用は、応募法人の負担とする。
- イ 応募書類は、「大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）」に基づき、非公開情報を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての応募書類は返却しない。
- エ 提出された応募書類は、審査・業者選定の用途意外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- キ 契約上限額の金額等は、予算の編成過程で変更となる場合がある。また、令和 8 年度予算が成立しない場合、本プロポーザルに係る企画提案は無効とする。

9 提出先

住所 : 〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号（大阪市役所 2 階）
大阪市福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課
電話 : 06-6208-9957
E-Mail : fa0266@city.osaka.lg.jp